

| | あっせん利得処罰法 | 刑法197条の4・あっせん収賄罪 |
|------------|--|--|
| 誰が？ | (1)国会議員 (2)地方議員 (3)地方首長 (4)公設秘書 (5)私設秘書 [2002年改正で追加] | (1)公務員 |
| 何について？ | (1)国・地方自治体による売買・賃貸・請負などの契約 (2)特定の者にする行政処分 (3)国・地方自治体が2分の1以上出資する法人による契約 | |
| 誰に対して？ | (1)公務員 (2)当該法人の役員・職員 | (1)他の公務員 |
| 何をしたら？ | (1)請託を受けて、 (2)（その公職者等の）権限に基づく影響力を行使して、 (3)（他の公務員or法人役員・職員の）職務上の行為をさせるよう斡旋し、 (4)その報酬として財産上の利益を収受した | (1)請託を受け、 (2)（他の公務員の）職務上不正な行為をさせるようにor相当の行為をさせないように斡旋し、 (3)その報酬として賄賂を収受しorその要求もしくはは約束をした |
| どういう罰を受ける？ | (1)公職者は3年以下の懲役、利益は没収 (2)秘書は2年以下の懲役、地益は没収 (3)利益供与者は1年以下の懲役or250万円以下の罰金 | (1)5年以下の懲役、賄賂は没収 (2)賄賂供与者or申し込みもしくはは約束した者は3年以下の懲役or250万円以下の罰金 |